

令和8年度ラムサール条約湿地の生物調査・保全活動による環境学習事業
実施要領

- 1 対 象 県内の高校生
2 時 期 令和8年6月～12月の期間に4回(生物調査・保全活動4回、原則として土曜日)
※悪天候の場合、中止する。
3 場 所 主にラムサール条約に登録されたエリア等(田結湿地等)

4 活動内容

(1) 生物調査・保全活動

ア 湿地に生息する生物や植物の観察

イ 鳥類の観察

ウ 捕獲採取方法、記録方法等の実習

エ 結果のまとめ及び考察

※ 複数の高校が参加する場合、各高校の希望を聞いた上で、調査対象・調査方法を検討する。

※ 兵庫県生物学会但馬支部が指導を行う。

オ 湿地の整備、外来種の駆除等

5 送迎(旅費負担)

(1) 集合場所は、活動場所の最寄り駅とする。

(2) 集合場所から活動場所へは事務局が送迎する。

(3) 高校から集合場所までの公共交通機関の運賃(但馬管外の高校の場合、貸し切りバス代等)を事務局で負担する。

(4) 要望があれば、教員の旅費も負担する。

6 引率

教員の引率は原則必須とする。参加生徒については、事務局にて傷害保険加入手続きを行う。

7 持ち物

(1) 調査用具、胴長等は事務局で用意する。

(2) 雨具、帽子、防寒具、活動に適した服装(長靴含む)、飲食物については、参加者各自で用意する。

(3) 熱中症対策は各自で行う。

8 その他

生物調査・保全活動の成果を広く共有するため、参加者には、「但馬の環境保全を考える事例発表会」での取組発表やポスター、パネル、レポート等による展示について、本活動に加え、日頃行っている取組や、自然・生物・地域環境に関わる活動等も含め、可能な範囲でご協力をお願いする。